

令和4年8月
自動車局整備課

自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見の募集について(概要)

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条により、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされている。また、点検の技術的な基準として自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）が定められ、加えて、点検及び整備の実施の方法を容易に理解できるように、自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）を国土交通大臣が作成し、公表している。

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、セルフチェック(OBD¹)機能が搭載される車両が増加している。こうした状況に鑑み、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)においても「次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う」ことと位置付けられた。これらを踏まえ、昨年8月より「自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方検討会」を設置し、車検時の点検方法の見直し等について取りまとめた。これに基づき、自動車点検基準等について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 自動車点検基準の一部改正

近年、自動車の点火装置は電子制御方式が主流となっており、従来の機械制御方式を採用する車両が減少している。これにより、市場で使用過程にある自動車の大半において、従来の機械制御方式の点火装置では必要とされていた点検項目（「点火時期」及び「ディストリビュータ²のキャップの状態」）が不要となっていることから、当該2項目について、定期点検を行わなくともよいこととする改正を行う（二輪自動車を除く。）。ただし、機械制御方式を採用した車両も少数ではあるが存在することから、当該車両については今後も継続的に点検が行われるよう措置する。

(2) 自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正

以下の5つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBD機能を活用した確認方法等も認める改正を行う。

駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBD機能を活用した確認を行うこととする
トランスミッション ³ 、トランスファ ⁴	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみ確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁵ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁶ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBD機能を活用した確認も可とする

3. スケジュール(予定)

公布：令和4年10月

施行：令和5年4月

¹ On-Board Diagnosis（車載式故障診断装置）

² 高電圧の電気を点火プラグに配電する装置

³ 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

⁴ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

⁵ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

⁶ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置